

「保育提供体制の確保のための財政支援」の対象となる事業の実施について

子育て支援に係る地域課題を解消するため、国が定める「保育提供体制の確保のための財政支援」の対象となる事業のうち、本市では、引き続き令和8年度も下記1・2の事業を実施することとしています。

国の方針により、令和8年度以降については、事業を実施するために必要な財政支援を国から受けるには、地方版子ども・子育て会議等で事業実施の承認を得ることとされましたので、当会議に諮らせていただく次第です。

つきましては、別紙「資料1-2」を参照の上、各事業について下記回答書の「賛成」または「反対」を選択して回答してください。(回答を集計した結果、過半数の賛成が得られた場合は、当会議として事業の実施を承認したものとします。)

回答期日は令和8年5月29日(金)とさせていただきます。

【回答書】

次の事業の実施について、下記のとおり回答します。

回 答 日：令和 年 月 日

委員氏名：_____

1. 保育士宿舎借り上げ支援事業

賛成 ・ 反対 (理由:_____)

2. 利用者支援事業(特定型)

賛成 ・ 反対 (理由:_____)